

富岡中学校いじめ防止基本方針（令和7年度）



学校教育目標『主体的に学び、協働する、実践力ある生徒の育成』

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（１）いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。（いじめ防止対策推進法より）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

（２）基本方針

◎「全職員で全生徒を育てていく」という意識を全職員がもち、共通理解・共通指導をもとに生徒指導を展開し、生徒が自己指導能力を伸ばすことができるようにする。

生徒指導部全体計画・基本方針から

2 いじめ防止等のための対策の基本事項

（１）いじめ対策としての予防

○互いの違いを認め合う学級、学校づくり

- ・ いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、多様性を認め合い、対等で自由な人間関係が築かれるよう教育活動を行う。その中で、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという自覚と責任を育むことで、いじめの未然防止に努める。

（２）いじめを発見する手だて

○教職員と生徒との日常の交流

- ・ 日々の健康観察、生活ノートの記録、日常の生徒との会話を通して生徒の様子を把握する。

○複数の教職員の目

- ・ 多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、小さなサインを見逃さないようにする。

○アンケート調査（年間６回）

- ・ アンケートの実施については、担任を中心としながら、組織で対応する。
- ・ アンケート（面談を含む）を通して生徒の声が大人に届くよう、日常生活の中で、生徒が「困った、助けて」と言える信頼関係を築く。
- ・ アンケートの内容については、共通理解と役割分担をもとに、迅速に対応する。
- ・ アンケート実施後に、個人面談等を行い、相談事があっても進んで相談できない生徒が相談できる機会をつくる。

○保護者との連携

- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取組を保護者に周知し、共通理解を図る。
- ・ 保護者が子どもの変化に気づきやすいように「チェックポイント」などを学校便り等で、周知する。

○校内職員研修

- ・ いじめ対応及びいじめを発見するためのポイントについての研修
- ・ 未然防止に向けた積極的な生徒指導を推進するための研修

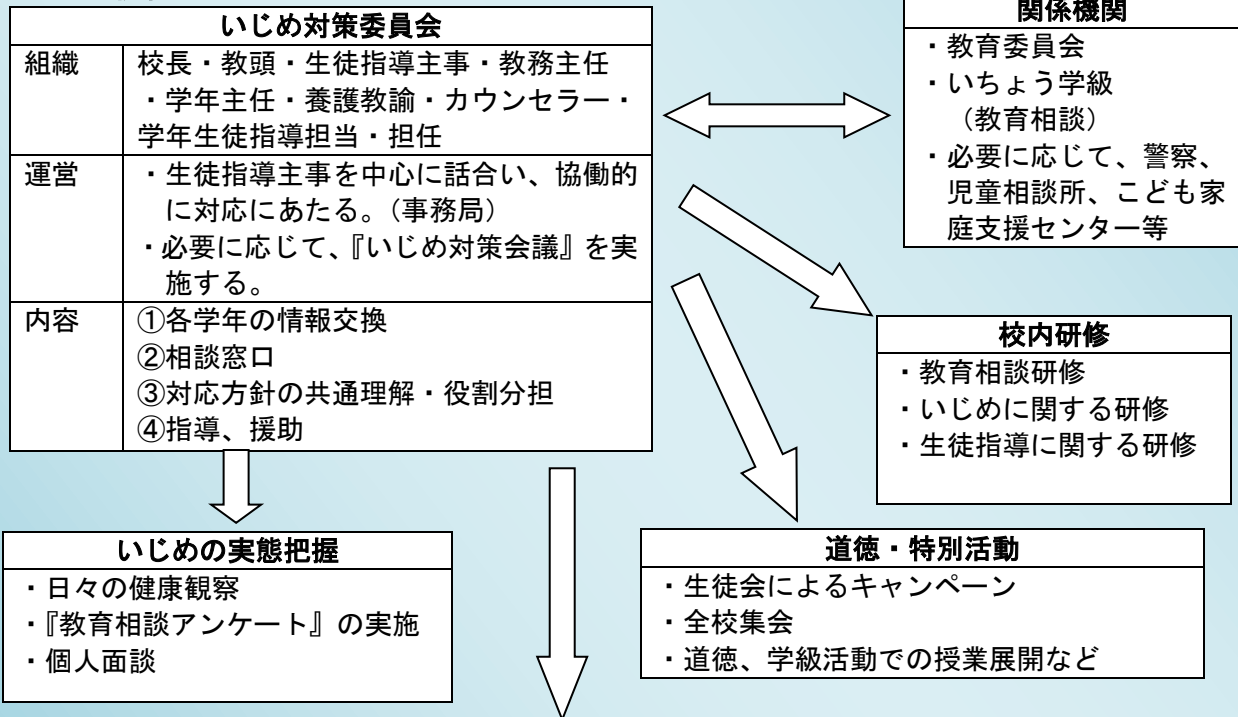
3 いじめ問題への組織対応マネジメント

～組織対応の基本的考え方～

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」ことから、学校と家庭が連携し、組織で解決を図る。

- 1 教職員間での情報共有を徹底しチームで対応する。
- 2 担任を学校全体でサポートする。
- 3 いじめは、安易に解消したと判断せず、3ヶ月経過観察を行う。

< 学校体制 >



保護者への対応

いじめを把握した場合の組織的対応の進め方

- ① いじめの発見、組織による実態把握
- ② いじめを受けた生徒への理解と心のケア
- ③ いじめを受けた生徒、保護者のニーズの確認
- ④ 多面的な事実確認(情報交換)
- ⑤ いじめ対応の組織編成、重大事態の判断
- ⑥ 対応方針の共通理解・役割分担
- ⑦ 保護者へ対応策の説明
- ⑧ いじめを行った生徒への指導、いじめを受けた生徒への支援
(状況に応じて、学級、学年への指導)



4 学校評価における留意事項

- いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適性に自校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること
 - ②いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること